

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 93 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2023 年 4 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

セーフガード・メカニズムの改正法案の可決（気候変動）

オーストラリア気候変動・エネルギー大臣と緑の党がセーフガード・メカニズムの重要な改革について合意し、2023 年 3 月 30 日、改正法案（Safeguard Mechanism (Crediting) Amendment Bill 2023）が連邦議会で可決されました。改正法では、2050 年ネットゼロ達成を目指す政府目標に即して対象施設の二酸化炭素排出量の上限である「ベースライン」を引き下げるだけでなく、制度全体の 5 年平均排出量が減少しなかった場合に大臣が法令改正の要請を含む措置をとることが求められることや、クレジット購入による排出量の「相殺」ではなく現場での排出量削減を促進すること、二酸化炭素以外の温室効果ガスの規制としてメタンや亜酸化窒素の排出も別途公表すること、対象施設がベースラインを遵守するために 30%以上「相殺」を利用する場合はクリーンエネルギー監督庁に対する説明が求められることなどが盛り込まれました。改正により強化されたセーフガード・メカニズムは、2023 年 7 月 1 日から適用されます。

本稿では、セーフガード・メカニズムの内容や従前予定されていた改革内容を再確認したうえで、緑の党との合意により成立した改正法案について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

[Japan Practice 紹介サイト](#)



その他の注目のトピック

外国投資家の資産保有に関する新登録制度（外国投資）

外国投資家によるオーストラリア資産の保有についての新しい登録制度が、2023年7月1日に発効します。新登録制度が発効すると、外国投資家は、国税庁長官（Commissioner of Taxation）に対し、オーストラリアの土地、事業体（entity）および事業の持分に関する一定の事象について新たに通知を行うことが求められるようになります。たとえば、「外国人」（foreign person）がオーストラリアの事業体の持分を取得することによりこのオーストラリア事業体が「外国人」に該当することになる場合、このオーストラリア事業体は、（a）オーストラリアの土地の持分または探査のための鉱業権と（b）5年超と見込まれるオーストラリアの農地のリース権の保有について、価額に関係なく報告する義務を負います。

本稿では、新登録制度の下で新たに通知が求められる主な事象や通知期限、既存の報告制度との関係等について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

ACCC のコンプライアンス執行上の優先事項（競争・消費者法）

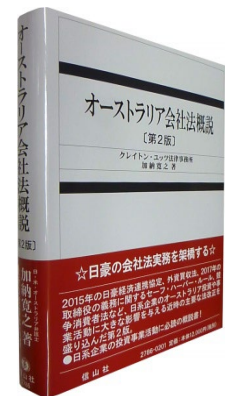
オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）の議長である Gina Cass-Gottlieb 氏が、自身初の年次講話において、2023/24 年度におけるコンプライアンス・法令執行上の優先事項について説明しました。議長の講話を踏まえ、オーストラリアで事業を行う企業は、（a）生活費問題への対応に関する政府全体の優先事項の進展を注視する、（b）2023 年に施行される不公正契約に関する新たな法制に準拠するよう標準型契約（standard form agreement）を見直す、（c）グリーンや ESG に関する主張を裏付ける強固な事実的根拠を確保する、（d）強力なコンプライアンス・プログラムを実施し、必要に応じて法的助言を得る、といった対応を行う必要があります。

本稿では、ACCC のコンプライアンス・執行優先事項について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説

〔第2版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版は、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

「つながらない権利」の提言（労働法）

テクノロジーの進歩により在宅勤務が可能になったことで、就業時間後に従業員に連絡することも容易になり、仕事とプライベートの境界が曖昧になってきています。就業時間外に連絡することは、従業員に不合理な追加時間の労働をさせることになり、バーンアウトや職場における心理社会的ハザードを招く可能性があります。従業員や労働組合による訴訟も受けて、政府には、就業時間外に従業員に連絡することに対する規制をより強めるべきであるという圧力がかかっています。

このような中、オーストラリア連邦議会上院の労働・ケア委員会（Senate Select Committee on Work and Care）による最終報告書が公表され、労働者の「つながらない権利」を導入することが提言されました。つながらない権利とは、一般に、従業員の退勤後または一定の時間より後は、仕事の電話やメールを確認することが求められないとするものです。

本稿では、上記で言及した訴訟を紹介したうえで、つながらない権利の立法化の見通しや、これに備えて企業がとるべき対応について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

勧誘禁止条項（労働法）

勧誘禁止条項とは、コモンローにおいて発達してきた他の取引制限と同様、元従業員が競合事業を始めたり参画したりする場合に企業の財産的利益を保護するための条項です。合理的な範囲であれば、勧誘禁止条項は、（a）元同僚に接触して引き抜こうとすること、（b）元雇用主の顧客に接触し自社のサービスを代わりに利用するよう働きかけること、（c）サプライヤーに接触して商品やサービスを代わりに自社に提供するよう働きかけること等の禁止を定めることができます。

勧誘禁止条項は、合法的な事業上の利益を守るために合理的に必要な範囲を超える場合には効力を有しないことに注意し、対象となる従業員の役割等も考慮に入れたうえで、慎重に設定する必要があります。

本稿では、勧誘禁止条項の基本と留意点について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナーのご報告

4th Asia-based International Financial Law Conference (2023年3月29日～31日)

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

豪州 M&A 取引実務セミナー（2022 年 11 月 8 日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の内容は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

最近の出版物等

Energy Transition Guide の公表

クレイトン・ユッツ法律事務所の Energy Transition Guide が公表されました。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

M&A Report November 2022 の公表

クレイトン・ユッツ法律事務所の M&A Report の最新版が公表されました。本レポートでは、過去 12 か月の M&A 取引の傾向、関連する経済状況や規制、2023 年の見通しといった事項を産業別に分析しています。本レポート（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』のアップデート

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021 年 1 月 1 日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われたことを受け、本稿における「外国投資」の章をアップデートしました。アップデートされた本冊子は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』〔第 2 版〕（2019）

加納弁護士著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。第 2 版では、2014 年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等（2019 年時点）を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599(大竹)までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール : hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦茂樹
メール : syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 嶋田雅
メール : mshimada@claytonutz.com



ロイヤー Kai Priestly
メール : kpriestly@claytonutz.com



外国資格実務家 梶原康平
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール : kkajiwara@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール : kotake@claytonutz.com